

# 期日指定定期預金

2021年12月 1日現在

商品名	期日指定定期預金【2021年12月1日新規取扱終了】
販売対象	・個人のみ
期間	・最長3年（据置期間1年） ・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの任意の日を指定できます。 ただし、満期日の指定は1か月前までに通知が必要です。 ・預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預け入れ ・1,000円以上300万円未満 ・1円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して払戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以降に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算
税金	・個人のお客様は、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。）
手数料	_____
付加できる特約事項	・マル優の対象商品です。 ・自動継続扱いに限り「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の「2年以上」の約定利率に0.5%上乗せした利率）
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置・紛争解決措置の概要については、別紙「当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」をご覧ください。
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・満期日の指定のないときは最長預入期限が満期日となります。 ・預金保険制度の付保対象預金であり、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 （当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）

## 期日指定定期預金 中途解約利率一覧

預入期間	中途解約利率
6か月未満	解約日における普通預金利率
6か月以上1年未満	約定利率（2年以上）×40%
1年以上1年6か月未満	約定利率（2年以上）×50%
1年6か月以上2年未満	約定利率（2年以上）×60%
2年以上2年6か月未満	約定利率（2年以上）×70%
2年6か月以上3年未満	約定利率（2年以上）×90%

預-9

広告等承認24-33号